談話室 ある元外資系役員の憂鬱 ―― ストック・オプションに気を付けろ

片山 忠

● 朝刊に載ったストック・オプションに関わる経済事件

3月7日，新聞社会面のベタ記事に「ストック・オプション益を海外に隠蔽・元社長夫婦逮捕」という見出しがあった．東京のほとんどの一般紙で掲載されていたが，記事内容は概ね同じで，およそ以下の通りである．

「所得税滞納に伴う差し押さえを免れるため，海外に約1億1800万円を送金して隠したとして，横浜地検特別刑事部は6日，英国系半導体設計会社『A社』の元社長T.I（57）と妻M.I.（53）の2容疑者を国税徴収法違反（滞納処分妨害）容疑で逮捕した．

T.I.容疑者は1998～2001年，親会社から付与されたストック・オプションで約22億円の利益を得て，所得税約3億6100万円の納税義務を負ったにもかかわらず，差し押さえを免れるため妻と共謀して2005年10～12月に4回，カナダの銀行口座に計約1億2000万円を送金した疑い．T.I.容疑者は『送金は認めるが，私は滞納していない』と述べているという…．

T.I.容疑者は05年5月までA社の社長．ストック・オプション益で2000年納税額は約3億6000万円と，高額納税者番付で全国74位だった…」

その翌日には一部で続報が流れた．「…先の事件で親会社の株券が所在不明となっていることがわかった．T.I.容疑者は逮捕前の取材で『財産を取られるのを防ぐため，時価総額5億円相当の180万株をシュレッダにかけた』などと話している．横浜地検は株廃棄についても国税徴収法違反に問えるかを調べる…」

もちろん実際の記事では，容疑者の名前も社名も実名で報道されている．本誌の読者であれば知らない人はいない半導体設計会社の日本法人の初代社長であった．新聞記事を読んだ多くの人たちは，「我利我利亡者のベンチャ社長が引き起こした経済事件か．シュレッダにかけるくらいだったら税金ぐらい払え．また技術系のイメージダウンだ」との感想を持たれたに違いない．実際に，事件のキーワードでブログ検索をかけてみると，そうした意見を公表している人たちがとても多いことがわかる．

● 疑問点を整理すると…

ただ，これらの新聞記事をよく読むと「何か変」なことに気が付かないだろうか．記事によれば，この元社長，2000年の納税額3.6億円で納税額全国74位だという．「あの社長そんなに金持ちだったのか．」と思う．逆にいえば，この年には税金をたくさん払ったということだ．そこで疑問がわく．

［疑問1］その人が，なぜ翌年以降3.61億円の税金を払わなかったのか（22億円の利益を得たのに…）．

［疑問2］3.61億円の税金を払わずに，時価総額5億円の株券をシュレッダにかけたのは，何のためか（判断力が失われたのか）．

● ストックオプションと税

企業で活躍している技術者にとって，とても魅力の高い報酬制度が「ストック・オプション（自社株購入権）」である．今は社員に十分な報酬を支払えない（支払わない）が，数年後には大きく成長して株価が値上がりしている場合，今の時価額（以上）である数量の株式を買う権利を特定の社員に与える権利のことである．例えば今，評価額100円だとして「5年後に100円/株で10万株取得の権利」が与えられ，5年後に1000円になっていたとすると，1000万円を出すことで時価総額1億円の株式を購入できるというシステムである．

米国などで，ベンチャが育ち技術者から億万長者が多数生まれたのは，この制度がうまく機能したからだと言われている．日本でもこの制度を導入する企業が増えていて，いまや上場会社の1/3以上が導入しているという．ただ，この制度の導入時期に，これで得た利益にどう税金をかけるかで大きな混乱があったのである．

● ストック・オプション課税裁判

国税当局は，ストック・オプションの利益について当初「一時所得」として支払うように指導していた．いわば懸賞金と同じ扱いということである．それが，1999年頃から国税当局は方針を変更し，この利益を「給与所得」とみなすとの指導を行った．一時所得から給与所得になることで何が変わるのか，簡単に述べよう．

① 税率：一時所得の場合は，税率20%．給与所得の場合は，税率40%（最大）

② 課税時期：一時所得の場合は，株式の売却時．給与所得の場合は，権利行使時（購入時）

税率が変わるのは，当事者にとっては大きな問題である．しかも，この方針変更は立法府で議論された結果ではなかった．

そんな中，2000年8月に外資系ソフトウェア会社の役員・社員が「ストック・オプションで得た利益を所得として申告せず，総額70億円の申告漏れをしていた」との報道がされたりした注1．時代の寵児と言われた人たちが一転，守銭奴のように言われはじめた．

税務署から言われるままに一時所得で申告していたのに，突然更正処分された人たちは，国税局の対応を不服として訴訟を起こした．その件数は，全国で100を越すとも言われている．

注1：「…申告せず」と記述されたこの報道はフェアでないと思われる．ほとんどの人は，一時所得として確定申告はしていたのだから．

結果的にいうと，一審では原告側が勝訴した例もあったが，2004年8月，最高裁で「給与所得とみなす」という全員一致の判決が出たことで，各地の裁判はそれぞれの上告審の判決を待たずに終息にむかっていった．原告側の多くは，不満を持ちながらも税金を払ったのである．

この元社長もストック・オプション訴訟の原告の一人だった．ただ，彼は裁判を途中で投げ出すわけにはいかなかった．きわめて深刻な理由があったのである．

● ストック・オプションのわな

元社長の場合，一時所得か給与所得かの課税問題となった部分は，平成10年度から平成13年度の英国A社のストック・オプション行使益についてである．私が持つ資料では次の通り．

平成10年（1998年）：5.4万株取得　←平成11年までにすべて売却
平成11年（1999年）：14.4万株取得　←平成12年に70%程度，平成17年度に20%弱を売却
平成12年（2000年）5月：180万株取得　←未売却
平成13年（2001年）：3.986万株取得　←未売却

これが課税対象であるとみられる（株式の分割が何度か行われているので単純に比較は難しいが，それぞれ当時の株数）．

一方，元社長がこの間に支払った納税額は次の通り．

平成10年度：630万円（国税＋地方税）
平成11年度：5615万円（国税＋地方税）
平成12年度：4億8836万円（国税＋地方税）
平成13年度：？

一方，英国の会社の株価を見てみると，2000年9月に800ペンス（8ポンド）を超えていたものが，税金の支払問題でやりとりしている最中の2002年10月に大暴落をして一気に40ペンス（約1/20）になってしまう．その後，ゆるやかに回復しているが，現在は130ペンス（約1/6）前後で推移という状況である．元社長は，よりによってもっとも高い時期にストック・オプションを行使してしまったことになる．購入したときに税金がかかる．新聞記事にある「22億円の利益」というのは，この平成12年の180万株の行使で得た給与所得ということである．だが，元社長は，それをまったく売却していない．22億円の利益と言っても現金は得ていない．

平成10～12年度でみると，元社長のストック・オプションの株式売買で得た実益は約8.2億円で，納税額は5.5億円となる（残り2.7億円）．また，平成10～13年度の課税額（国税＋地方税）は，追徴課税を含めると8億円に近いと言われているが，そのうちいくら支払っているのかは知らない．

現在所有する全株式（シュレッダにかけたという報道がある）を売れば，130ペンス（1ペンス＝約2円）×184万＝約4.8億円になる．

● その後の事情

元社長は，2003年4月に前述の訴訟を起したのだが，顧問弁護士が途中で降りたこともあり，2004年5月に取り下げた．その後，以下のような経緯があった．

- 2004年6月，東京国税局により不動産が差し押さえられる．翌年，競売にかけられる．
- 2005年5月，社長としての給与が差し押さえられたことでA社の社長を辞任する．
- 2005年9月，個人の銀行口座（一口座）が差し押さえられる．
- 2005年10月，自宅の家宅捜索．個人の持つ預金，証券，投資口座も差し押さえられる．
- 2006年2月，再度自宅の家宅捜索．乗用車等が押収される（同年，競売にかけられる）．

今回の逮捕容疑の，「妻と共謀してカナダの銀行口座に計約1.2億円を送金した」というのは，おそらく，次々と自分（元社長）の資産が差し押さえられていく中，まだ着手されていない現金を妻の口座に移し，それをさらに海外の口座（海外赴任時代に開設したのか）に移して差し押さえを逃れようとしたのであろう．時期がちょうど上記の差し押さえ時期に符合する．口座の封鎖によりクレジット・カードも自動引き落としもできなくなるのだから，生活していくために，やむにやまれない手段だったのかもしれない．昨年春に彼は，「不思議と海外に送金できた．問題があるかと思ったが，当局がその手続きを知らないはずはない．暗黙的に海外に行けという指示なのかもしれない」と親しい人に述べていたという．

● どこが間違っていたのか

ストックオプションを悪いタイミングで行使したこと，行使後すぐに納税のために売却しなかったことが判断ミスと言える．しかし犯罪ではない．納税できない事実は犯罪なのか．未納税であり，海外送金は犯罪かもしれないが，同情できなくもない．妻をまきこんだことは元社長としては不本意であろう（多くは法的に離婚するのだろうが，この夫婦はそうしなかった）．もし，株券を破棄したのだとしたら，差し押さえられて売却されることが許し難かったのだろう．180万株を売却しなかった理由は，日本法人が英国本社での発言権を増すために保持すべきという判断だった．

彼は「何かおかしい」とアピールしたかったのではないか．マスコミも取り上げないし，孤独な戦いを続けていた彼が選んだ手段は，刑事事件にすることだったのかもしれない．これで公に裁判で主張できることになった．

なお，ストックオプションの税制は，平成14年に改正されている（彼の件には適応されないが）．

かたやま・ただし